

## 野田市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年7月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

1番 川 辺 茂	2番 山 田 賢 一
3番 筑 井 正	4番 齊 藤 和 夫
5番 石 塚 正 夫	6番 遠 藤 一 浩
8番 荒 木 大 輔	9番 染 谷 美 佐 夫
10番 宇 佐 見 稔 久	11番 後 藤 和 久
12番 鳩 貝 直 子	13番 藤 井 愛 子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

議案第4号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第5号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第6号 農用地利用集積計画について

議案第7号 農用地利用集積計画（一括）について

議案第8号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第7号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小島 信明
事務局長補佐	宮本 武志
主事	山代 紘平
主事補	上田 和充

**議長** ただいまから令和6年第7回野田市農業委員会を開会します。

本日の欠席者を申し上げます。

7番 吉岡委員 所用のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

5番 石塚委員、6番 遠藤委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第8号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番、2番について、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第1号 申請番号1番、2番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑6筆で1,086平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、相続により取得しましたが、市外在住で体力的にも難しいためと、高齢により農業経営の規模縮小のため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

**染谷委員** 今月は2班が担当で、7月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番から4番、議案第2号 申請番号2番、議案第4号 申請番号1番、については荒木委員、議案第1号 申請番号5番から7番、議案第2号 申請番号1番、議案第4号 申請番号2番から9番については鳩貝委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番、2番について荒木委員から報告をお願いします。

**荒木委員** 議案第1号 申請番号1番、2番について報告します。

申請地は、目吹字上中山の畑6筆で、肥培管理された部分と雑草が生えた部分がある農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で226平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、後ほどご説明いたしますが、議案第5号の農地法の規定に基づく許可を要しない証明願と同一であり、譲渡人は、居宅と合わせて農地を売却するため。

譲受人は、居宅を購入しカフェを営業しながら、店で使用する野菜を作る菜園として利用するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 申請番号3番について報告します。

申請地は、今上字大江堀の畑1筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号4番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で191平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。  
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。  
以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 申請番号4番について報告します。

申請地は、小川字藤洞の田1筆で雑草が生い茂っている農地でした。  
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号5番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号5番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1,900平方メートルとなっております。  
権利の内容は所有権移転です。  
申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。  
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。  
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 申請番号5番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬新田の田1筆で稲が作付けされた農地でした。  
営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。  
以上です。

**議長** 申請番号6番、7番については、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号6番、7番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で3,208平方メートルとなっております。  
権利の内容は所有権移転です。  
申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。  
譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。  
農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 申請番号6番、7番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字西久保の畑3筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第2号「農地法第4条の規定による農地転用許可許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で313平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートブロックと車止めで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、議案第2号 申請番号1番2番、議案第4号 申請番号1番から9番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号 申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、意見書には該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は畑1筆で525平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、すでに駐車場用地として利用されていることから、始末書を添付しております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土留めブロックで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま、議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第3号「農地法第5条の規定による許可処分取消願について」を議題とします。  
申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は下三ヶ尾字境田で畑2筆の内1筆は一部分の利用とし、合計773.74平方メートルを  
駐車場用地として平成11年2月15日付けで許可を受け、賃借により使用しておりました。

取消しの理由としましては、有限会社アサヒエンタープライズは既に閉鎖されておりますので、過去の許可を取り消し、次の議案第4号でもご説明いたしますが、株式会社エレクトスターンに、一部分ではなく2筆をそっくり売却するため取消願が提出されました。

以上です。

**議長** ただいま議案第3号について事務局の説明が終わりました。  
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第4号 申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、先ほど、議案第3号でご説明しました取消願のあった農地になります。  
畑2筆で2,934平方メートルとなっております。  
転用の目的は、所有権移転による貸駐車場用地です。  
以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**荒木委員** 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、先ほど事務局からも説明がありましたが、以前駐車場用地として許可が出されており、現地は砂利敷きのままとなっておりますので、始末書を添付しております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートの土留めで囲う計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号2番から6番については、同一申請のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号2番から6番についてご説明いたします。

申請地は、畑6筆3,398平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 申請番号2番から6番についてご説明いたします。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

給排水関係は特になく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンス、単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び、申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、通帳の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号7番・8番については、同一申請のため一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号7番・8番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2,038平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場及び資材置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 申請番号7番・8番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** 申請番号9番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 申請番号9番についてご説明いたします。

7ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で1,375平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

以上です。

**議長** 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

**鳩貝委員** 申請番号9番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

**議長** 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

**事務局** まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

**議長** ただいま議案第4号について、事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。  
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

**議長** これより議案第4号 申請番号1番から9番について採決します。  
本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第5号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第5号申請番号1番についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和39年頃から宅地として利用し、現在に至っております。

昭和49年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

**議長** ただいま議案第5条の規定について事務局の説明が終わりました。  
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第5号の申請番号1番について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

次の議案は、私が議事参与の制限を受けるため野田市農業委員会会議規則第16条に基づき、議長を職務代理者の後藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがですか？

－異議なしの声－

異議なしとの事ですので、後藤委員よろしくお願いいたします。

**議長代理** 野田市農業委員会会議規則第10条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めます。

－〇〇委員退席－

**議長代理** 議案第6号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第6号についてご説明いたします。

9ページをご覧ください。

野田市長より令和6年7月2日付けで、令和6年度第3次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画でございますが、3年から10年の賃借権設定が合計55筆58,619平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長代理** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第6号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

退席者の入室を認めます。

－〇〇委員復席－

**議長代理** 議長を交代します。

**議長** 次に移ります。

議案第7号「農用地利用集積計画（一括）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第7号についてご説明いたします。

13ページをご覧ください。

野田市長より令和6年6月28日付けで、令和6年度第3次農用地利用集積計画の一括について、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

10年の賃借権及び使用貸借権の設定が田2筆6,135平方メートルで、今回の計画内容は、基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

**議長** 議案第8号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

**事務局** 議案第8号についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。

野田市長より令和6年6月28日付けで、農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により農業委員会の意見を求められています。

4年5ヶ月の賃借権設定が田6筆、13,111平方メートルで、今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

質疑なしと認めます。

これより議案第8号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

－全員挙手－

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**議長** 報告事項に移ります。

「報告第1号から第8号」について、一括して事務局の説明を求めます。

**事務局** 報告第1号から報告第8号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利移動の届出は、5件受理しております。

次に、4ページから5ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、6件受理しております。

次に6ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、13件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に、10ページから14ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2件提出がありました。

次に15ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について1件提出がありました。

次に16ページをご覧ください。

報告第6号 農地使用貸借契約の解約通知について、1件提出がありました。

次に17ページをご覧ください。

報告第7号 農地利用集積計画の中途解約について、2件提出がありました。

次に18ページをご覧ください。

報告第8号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、2件提出がありました。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和60年10月17日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっておりますので、5月13日山崎地先では、地元の山田推進委員と、なみき地先では地元の木村推進委員とで現地調査を行いました。

現地は、どちらの農地も肥培管理されておりましたので、農業経営を引き続き行っていることを確認いたしました。

説明は以上となります。

**議長** ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

－質問・答弁－

特に、ございませんか。

－質疑なしの声あり－

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

**議長** 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 10分)